

四国厚生支局 官庁OPENゼミ

ご参加ありがとうございます

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省

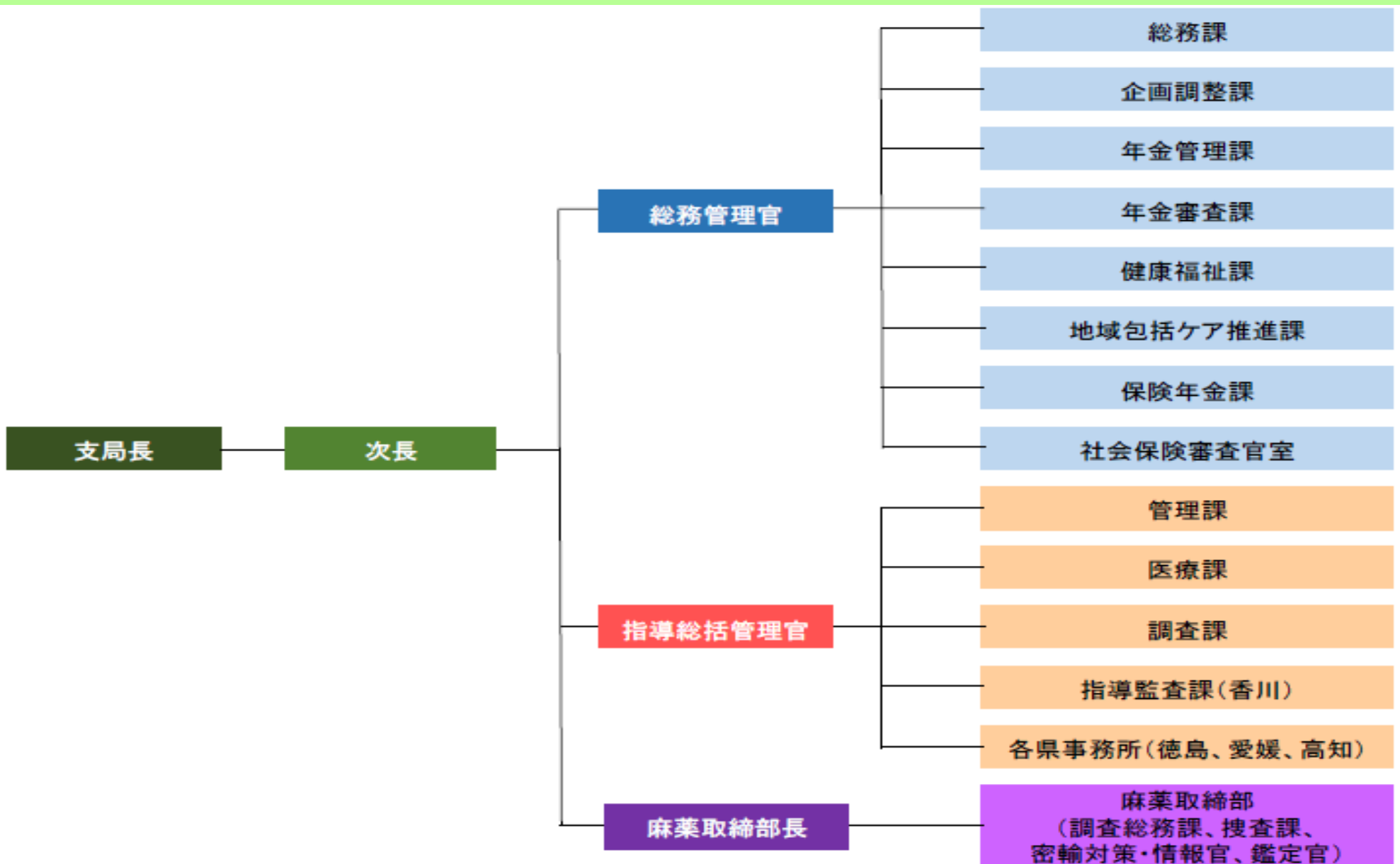
Ministry of Health, Labour and Welfare

四国厚生支局

四国厚生支局とは



四国厚生支局の組織図



四国厚生支局の採用について

- 過去3年間の採用人数

令和2年度	令和3年度	令和4年度
4人(2人)	6人(4人)	4人(3人)

※()は女性数で内数

- 2～3年毎に人事異動
- 本局（香川県）の各部署間のほか、徳島県、愛媛県、高知県の事務所への異動や、厚生労働省（東京都）等への出向もあります。

四国厚生支局の採用について

四国厚生支局
Shikoku Regional Bureau of Health and Welfare

Googleカスタム検索 検索

ご意見・ご要望 お問い合わせ(ご質問)

文字サイズ 縮小 拡大 色合い 標準 青 黄 黒 → 厚生労働省

ホーム アクセス 申請等手続き 業務内容 四国厚生支局について 調達情報 **情報公開** 管轄法人等

四国厚生支局 > 情報公開 > 四国厚生支局公式Youtubeチャンネル

更新日: 2020年12月3日

四国厚生支局公式Youtubeチャンネル

四国厚生支局の役割について

よくあるご質問

パンフレットダウンロード

採用情報

地方厚生局麻薬取締部

動画の視聴はこちらから
[四国厚生支局公式Youtubeチャンネル](#)

四国厚生支局公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用

職場の雰囲気
ぜひ覗いてみてください！



▲四国厚生支局の▲
採用情報はこちら

私たちが「明日」の四国を支えます!



【四国厚生支局】採用動画 (5分)



【四国厚生支局】採用動画 (90秒)

年金部門のご紹介

- ～ 年金管理課の業務について ～
- ～ 年金審査課の業務について ～
- ～ 社会保険審査官室の業務について ～



厚生労働省

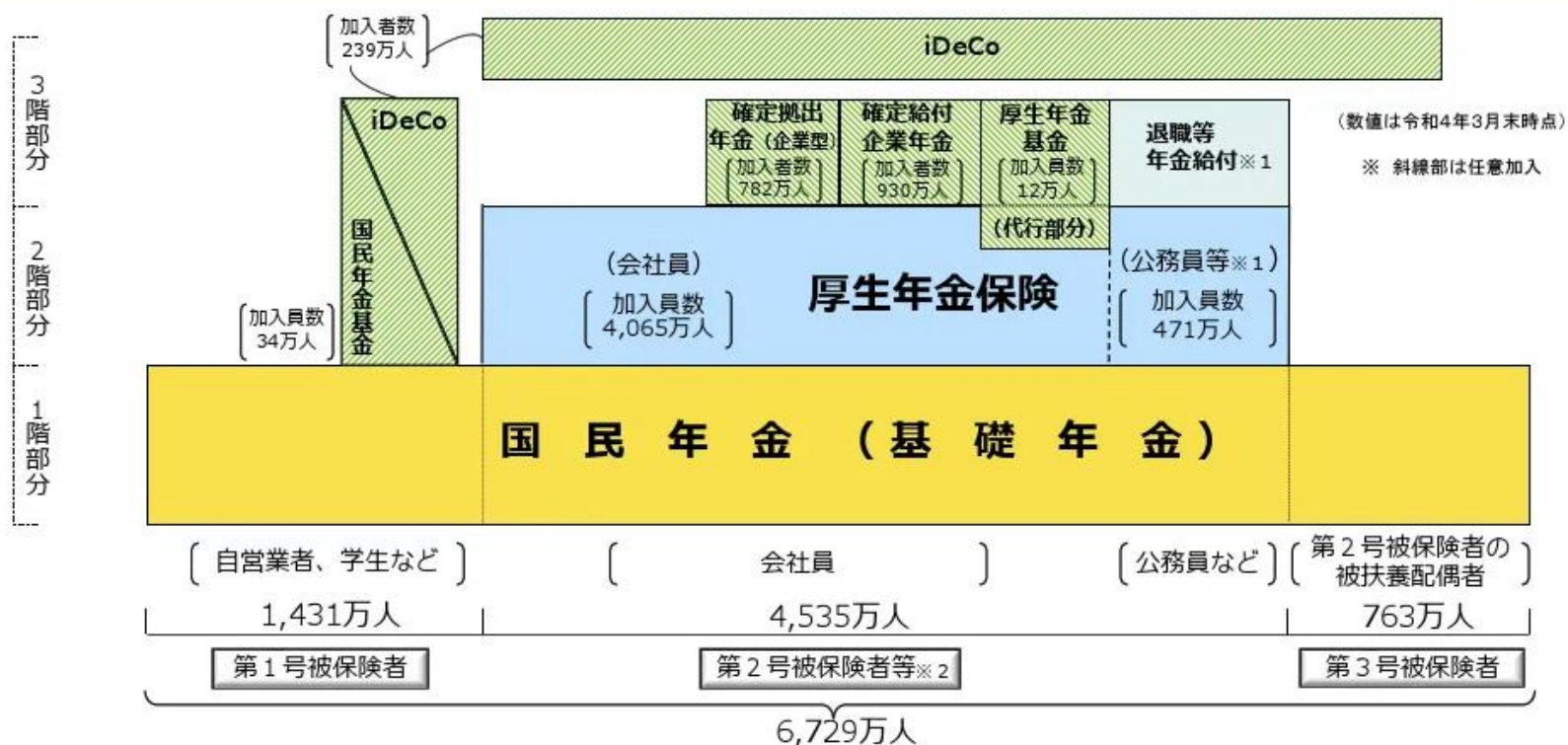
四国厚生支局

Shikoku Regional Bureau of Health and Welfare

年金制度の仕組み

○年金制度は、「3階建て」の構造。

○1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

年金管理課の業務

- 様々な業務を行っているが、主なものは次の2つ
 - ◆ 日本年金機構が行う各種業務の認可等
 - ◆ 市町村が行う国民年金事務等を執行するための費用である交付金等の審査

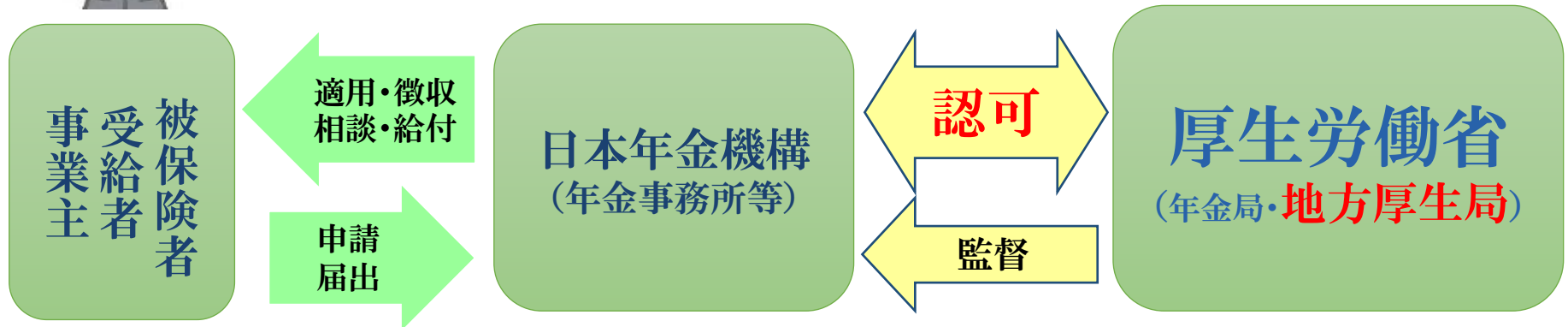
公的年金にかかる業務

公的年金は厚生労働大臣が管理し、直接的な監督の下、日本年金機構が一連の業務を運営している。

- ・年金額の決定
- ・年金の支払い
- ・年金に関する相談を受ける
- ・年金を納めた記録の管理
- ・保険料の徴収



年金管理課では、上記業務に必要な認可を厚生労働大臣に代わり、行っている。



日本年金機構が行う 各種業務の認可等

日本年金機構は、特殊法人組織のため、
厚生労働大臣の認可を受けなければ行えない業務がある。

※地方厚生(支)局は、厚生労働大臣の委任を受け、認可を行う。

- 滞納処分等にかかる認可
- 徴収職員・収納職員任命にかかる認可
- 事業所立入検査等にかかる認可
- 年金受給権者調査等にかかる認可



厚生年金保険

会社員・公務員の方が加入

2階

国民年金

20歳以上60歳未満のすべての方が加入

1階

農業者 自営業者
学生 フリータ 無職

会社員
公務員

会社員・公務員などの厚生
年金加入者に扶養されてい
る配偶者

未適用事業所に加入指導・立入検査を行う場合・・・

国税局
労働局
被保険者など

情報提供

日本年金機構

加入指導等の実施



申請

認可

厚生労働省(年金局・地方厚生局)



市町村へ交付する交付金の審査

- 四国厚生支局管内の95市町村に対し、以下の交付金を交付しており、それを交付するための審査業務等を行っている。

- 国民年金等事務費交付金
- 年金生活者支援給付金事務取扱交付金



年金審査課の業務

- ❖ 年金記録の訂正請求に関する調査事務
- ❖ 中国四国地方年金記録訂正審議会四国担当部会の運営

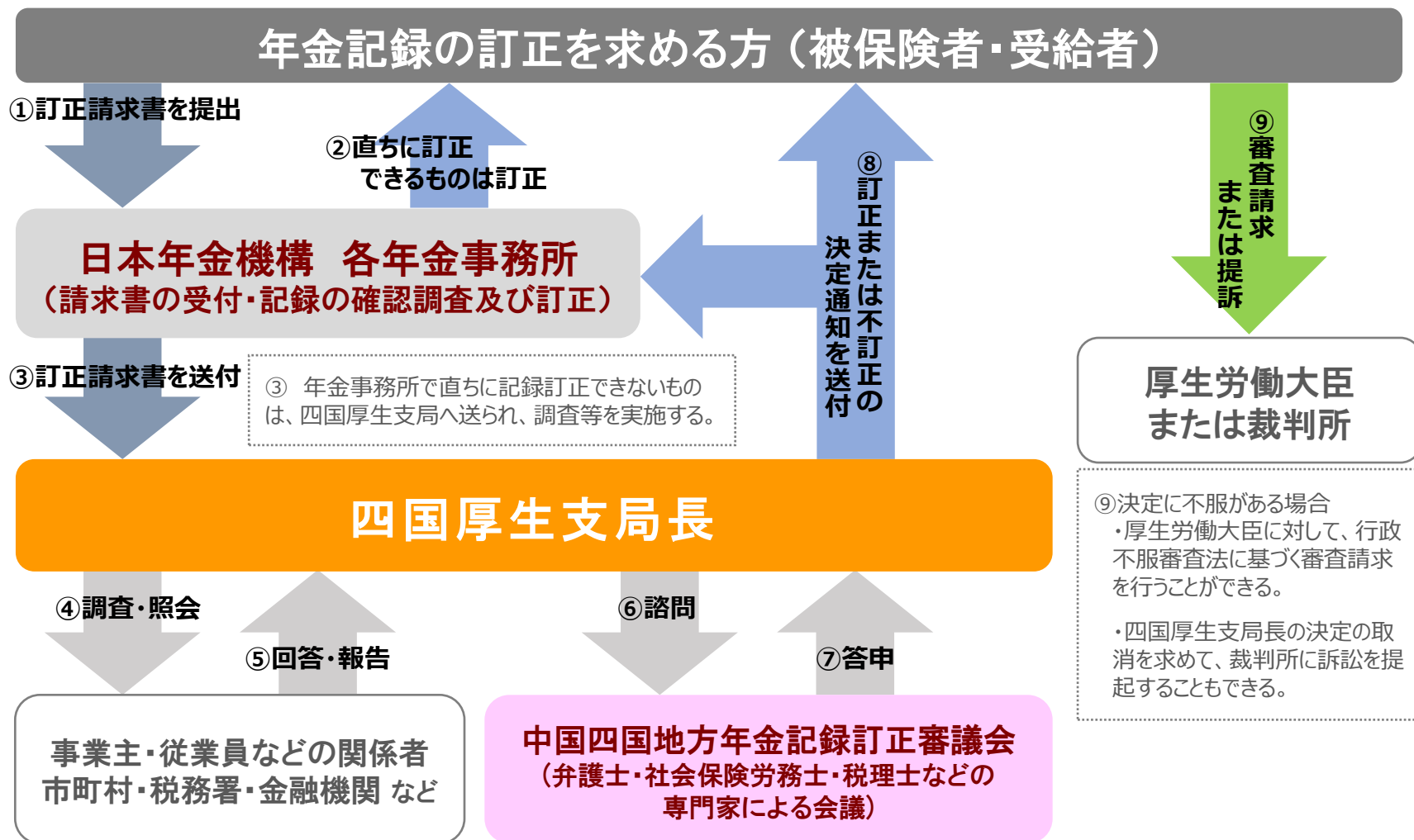
年金記録の訂正請求とは

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など国が管理している年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがある。

年金記録が事実と異なると思われる場合は、厚生労働省に対し、年金記録の訂正請求をすることができる。



年金記録の訂正手続の流れ



年金記録の訂正請求に関する調査事務

❖ 資料の収集

請求者から提出された資料や日本年金機構が保有する資料のみならず、市町村・税務署・金融機関・厚生年金基金・健康保険組合・国民健康保険組合・事業主等から幅広く収集する。

❖ 請求者等からの聴取

保険料の納付状況・生活状況・勤務状況等について、請求者・請求者の家族・同僚・事業主等の関係者から聴取する。

中国四国地方年金記録訂正審議会 四国担当部会の運営

年金審査課は、中国四国地方年金記録訂正審議会
四国担当部会に出席し、事案の概要、四国厚生支局
における審査の結果及びその理由を述べ、審議会の
委員の質問に回答する。

中国四国地方年金記録訂正審議会からの答申

訂正または不訂正の決定

社会保険審査官の業務

社会保険審査官は、保険者が行った健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づく保険(年金)給付や被保険者資格などの処分決定に対する不服申立てである審査請求の業務を行っています。

業務内容

- 厚生労働大臣が行った保険(年金)給付の処分決定に対する審査請求の対応
- 日本年金機構理事長が行った厚生年金保険や健康保険の被保険者資格、標準報酬及び国民年金保険料の処分決定に対する審査請求の対応
- 全国健康保険協会各支部長が行った健康保険給付の処分決定に対する審査請求の対応
- 健康保険組合や厚生年金基金、国民年金基金等が行った処分決定に対する審査請求の対応

【審査請求の流れ】



社会保険審査官が行う審査の 対象とならない主なもの

全体

- 決定(処分)が行われていないもの
- 陳情、要請(要望)
- 不明な点についての回答を求めるもの及び調査を求めるもの
- 現行の法律や政令・省令等に対する不服
- 保険者の対応(説明誤り、説明不足を含む)に対する不服
- 保険者の不作為によるもの

健康保険関係

- 第三者行為による事故の求償に関する事
- 保険給付費(医療費)の返還に関する事
- 医療費通知、傷病手当金の期間満了前通知等のお知らせ文書

年金関係

- 物価スライド等による年金額改定に対する不服
- 老齢年金の年金額と、各期毎の支払金額の年間合計額との差額に関する事
- 障害給付に係る次回の診断書の提出について(お知らせ)における診断書の提出年月に関する事
- 障害給付に係る診断書の記載内容に対する不服
- 障害給付に係る現況届による等級変更がないことに対する不服
- 国民年金保険料の過誤納における還付に関する事

健康福祉部門のご紹介

- ～ 健康福祉課の業務について ～
- ～ 地域包括ケア推進課の業務について ～
- ～ 保険年金課の業務について ～



厚生労働省

四国厚生支局

Shikoku Regional Bureau of Health and Welfare

健康福祉課の業務

(所掌事務)

健康福祉課は、地域の方々が安心して生活できるよう、「健康福祉サービス」に関する各種業務の実施や、健康福祉サービスを支える「専門人材」の育成・確保等に取り組んでいます。

I.健康福祉サービスの基盤整備（福祉・保健衛生関係の補助金の交付）

〈具体的な業務〉①交付申請書の受理・審査、交付決定 ②事業完了後、実績報告書の受理・審査、確定、財産処分の承認

II.地域の医療提供体制の確保

〈具体的な業務〉・地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務
・災害時における医療の確保の支援に関する業務

III.医療安全の普及・啓発

〈具体的な業務〉・医療安全に関するセミナーの開催

IV.人材育成（各種養成施設の指定及び監督）

○養成施設とは？ ⇒ 介護福祉士や栄養士等の資格を有する職業人を育成する施設・学校

〈具体的な業務〉①養成施設の指定 ②学則等の変更承認や変更届出の受理 ③指定後の養成施設への指導調査 ④業務報告の受理・確認

V.人材確保（民生委員・児童委員の委嘱事務）

○民生委員とは？ ⇒ 地域において、住民の立場に立って相談に応じるなど、社会福祉の増進に努めている方

○児童委員とは？ ⇒ 地域において、子ども達の見守り、子育てや妊娠・出産の相談などを行う方

〈具体的な業務〉民生委員・児童委員の委嘱・解嘱等



I.健康福祉サービスの基盤整備（福祉・保健衛生関係の補助金の交付）①

補助金の交付業務について

○補助金の交付決定等

- ・補助事業者（主に自治体）から提出された交付申請書を審査し、交付決定を行います。
- ・補助事業完了後、補助事業者から提出された実績報告書を審査し、補助金の額の確定を行います。

○財産処分の承認

- ・補助金で整備した施設設備について、補助目的以外に使用しようとする場合（例：老人ホームを公民館として使用する等）、財産処分の承認を行います。

補助事業者

・補助目的の事業を行う者

自治体（県・市町村）、非営利法人等

④補助事業完了



①申請

③交付決定通知

⑤実績報告

⑦補助金の額の確定

四国厚生支局 健康福祉課

②申請書の審査、交付決定

⑥実績報告書の審査、確定

I.健康福祉サービスの基盤整備（福祉・保健衛生関係の補助金の交付）②

補助金の種類について

社会福祉施設等施設整備国庫補助金



障害者の自立した生活を支援するため、日常生活上の援助を行う施設（障害者グループホーム）や、就労継続支援を行う施設の新設や改築の際に、補助を行っています。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金



高齢者施設（老人ホーム）等への防災・減災対策の推進のため、自家発電装置やエアコンなどを設置する際に、補助を行っています。

児童扶養手当給付費負担金

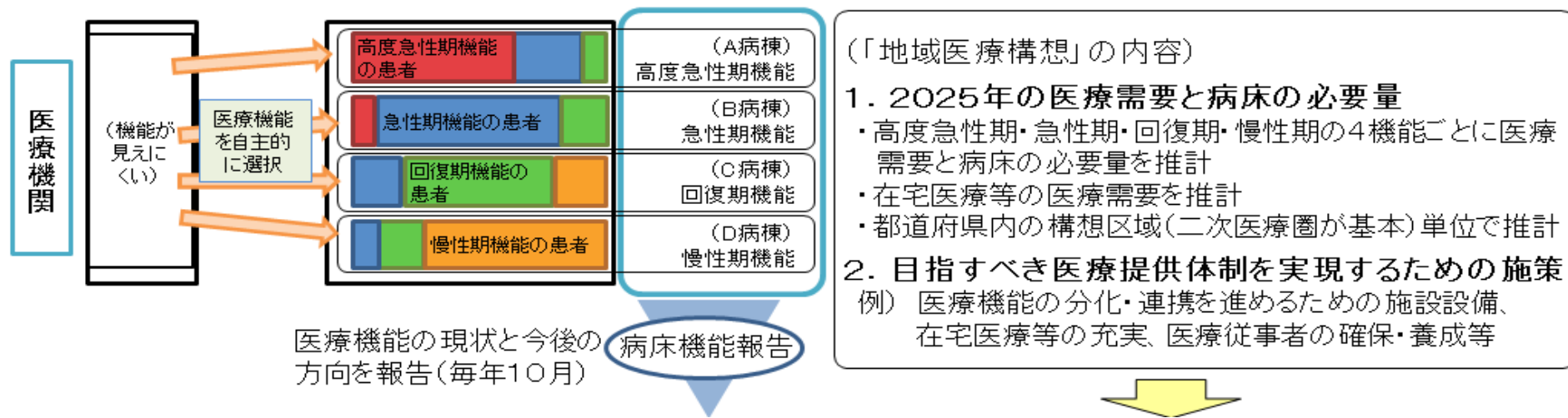


ひとり親世帯等への家庭の生活の安定と自立促進に寄与するための補助を行っています。

II.地域の医療提供体制の確保①

地域医療構想とは

地域医療構想は、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年(令和7年)を念頭に、医療機能(病床区分)ごとに、医療の需要と必要な病床数を推計して、目指すべき医療提供体制(病床区分ごとの必要数の実現)を実現するための方向性をまとめたもの。(四国4県とも、各県が平成28年に策定。)



都道府県

各県で作成した「地域医療構想」の実現のため、厚生労働省本省や地方厚生(支)局と連携し、各種施策を推進。

(施策の例)

療養病床等に転換する医療機関への補助金の交付、関係機関間の連携会議の開催、広報等を実施。

病床の機能分化と連携のため、一定の地域ごとに「地域医療構想調整会議」で議論し、調整。

会議参加者: 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町村等幅広い関係者(地域医療構想策定ガイドラインより)

II.地域の医療提供体制の確保②

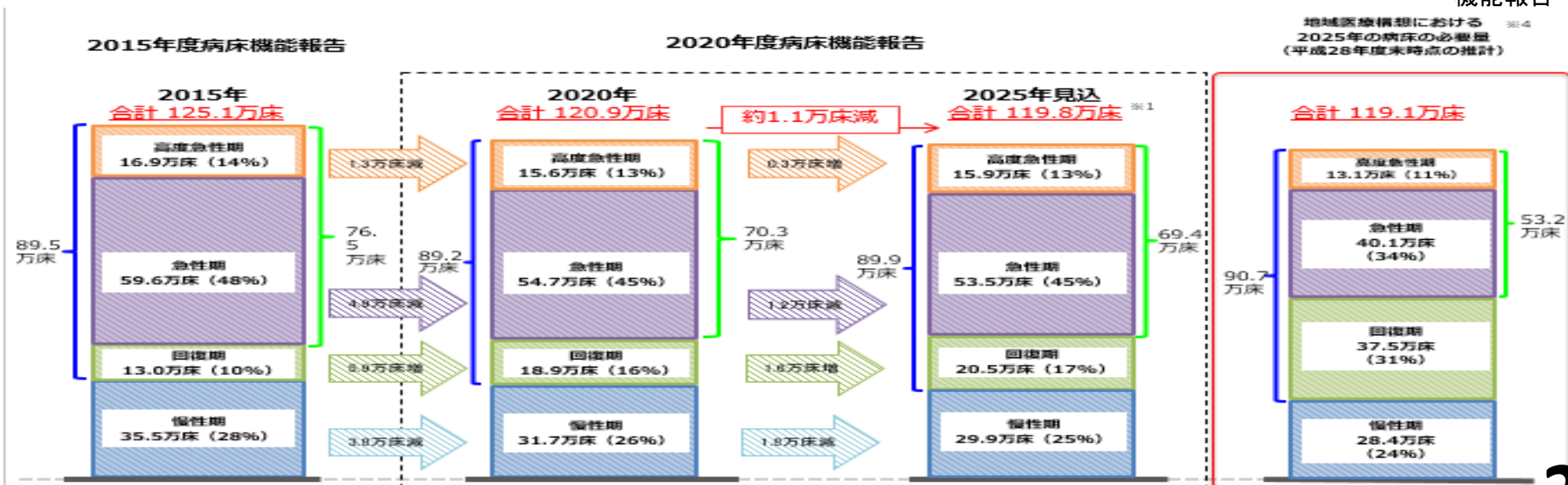
地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務

- 厚生労働本省(医政局)と四国4県との間に立ち、国や県の取組状況に関する情報の整理と情報の共有、各県に対する国の交付金の活用に関する支援業務等を行います。

(具体的な業務内容)

- ①各構想区域(四国は16区域)における議論の状況等に関する情報を整理し、本省や県と情報共有を図る。
- ②地域医療介護総合確保基金(国から県への交付金)の適切・効果的な活用に向けた支援を行う。
- ③四国4県の担当課を交えた会議を主催し、実務上の課題や対策に関する情報共有を図り、取組の推進につなげる。

【参考:2020年病床数と、2025年見込病床数及び2025年必要病床数の比較グラフ】 出典:2020年度病床機能報告



II.地域の医療提供体制の確保③

災害時における医療の確保の支援に関する業務

- 各県が実施する医療訓練や会議への参加を通じ、県への助言及び支援を行います。
- 災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の運営に関する県への助言及び支援を行います。
- 災害時における以下のような業務支援を行います。

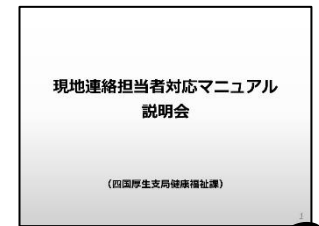
被災医療機関の情報収集、被災医療機関に必要な支援内容の情報収集、他省庁リエゾンとの調整、都道府県災害対策本部へ必要に応じた派遣 等

災害拠点病院の視察



情報収集に向けた準備

The image shows a screenshot of a manual titled "現地連絡担当者対応マニュアル (仮) (災害時対応)". The manual is organized into columns with various sections and sub-sections, likely detailing procedures for disaster response. The date "令和4年1月" (January 2022) is visible at the bottom of the page.



Ⅲ. 医療安全の普及・啓発

医療安全に関するセミナーの開催

○医療機関における医療安全対策を推進するため、毎年11月～12月に「医療安全に関するセミナー」を開催しています。

「**医療安全推進週間**」・・・厚生労働省では、医療機関における医療安全に関する取組みの推進を図り、また、これらの取組みについて国民の理解や認識を深めていただくことを目的として、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置付けています。

行政機関、医療関係団体、医療機関等では、この週間を中心として、医療安全向上のため、セミナーの開催、研修の実施など様々な取組みを進めています。

令和3年度の開催実績

開催日時: 令和3年11月1日8時～30日17時

開催方法: WEB配信

オンデマンド形式にて参加登録者
のみへの限定配信

参加登録者: 1, 124名

(中国四国9県に在住又は勤務する医療安全管理者等)

主催者 : 中国四国厚生局・四国厚生支局



令和3年度
医療安全セミナー開催
のご案内

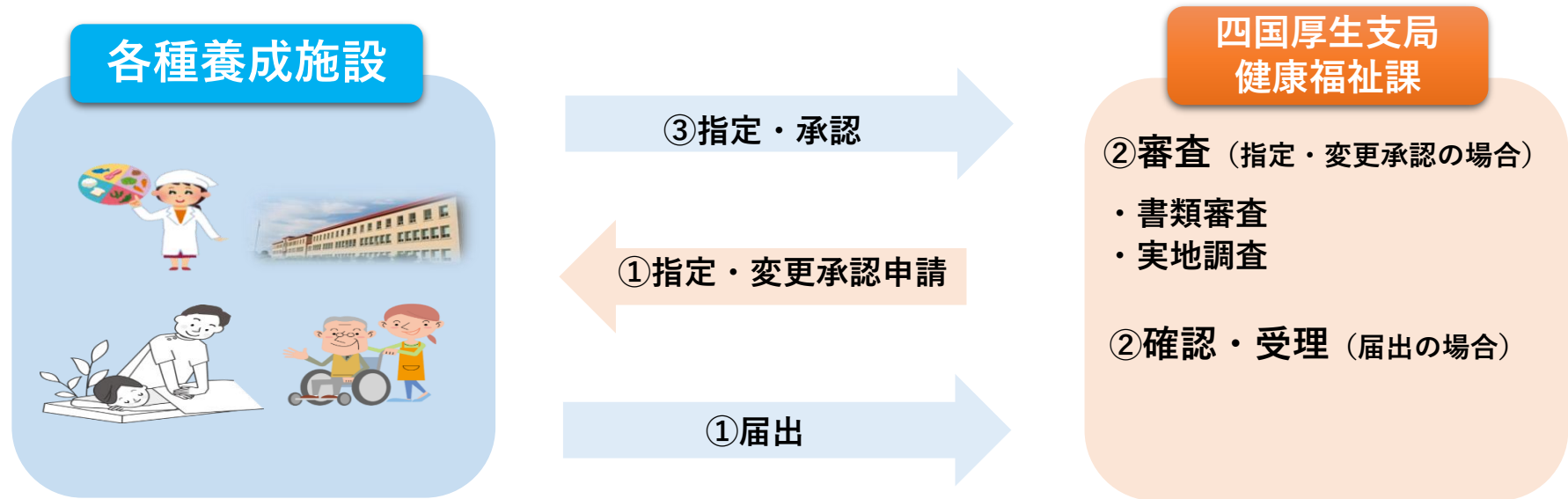
- 開催日時 令和3年11月1日[月]～30日[火]
- 開催方法 web配信(1講演40分程度 全7講演)
オンデマンド形式にて参加登録者のみへ限定配信
- 参加費 無料(受講に係る通信費等は受講者の負担とさせていただきます)
- 主催 中国四国厚生局・四国厚生支局

令和3年度医療安全セミナーの概要

IV.人材育成（各種養成施設の指定及び監督）①

指定・変更承認・届出業務について

- 養成施設の指定を受けたい法人や、養成施設の指定後に定員や修業年限等を変更しようとする養成施設から提出された「承認申請書」を審査し、指定又は承認を行います。
- 軽微な変更（施設の設置者名や所在地等）の場合、養成施設から提出された「届出書」を確認の上、受理します。



【参考】四国管内の養成施設（令和4年3月末時点）

○栄養士	5 課程	（5 施設）	○管理栄養士	5 課程	（5 施設）
○社会福祉士	1 1 課程	（1 0 施設）	○介護福祉士	9 課程	（9 施設）
○あん摩マッサージ指圧師	1 課程	（1 施設）			

IV.人材育成（各種養成施設の指定及び監督）②

養成施設の監督業務について

- 毎年度提出される業務報告を受理し、内容を確認します。
- 養成施設として指定後、法令どおり適切な運営が行われているか、現地にて責任者、教員等からヒアリングをし、さらに書類や設備備品などを確認します（**指導調査の実施**）。
- 法令違反が確認された場合、文書での指導又は口頭での指導・助言を行います。

〈指導調査の実施〉

各種養成施設

栄養士養成施設
管理栄養士養成施設
社会福祉士養成施設
介護福祉士養成施設
あん摩マッサージ指圧師養成施設

②指導調査

④指導・改善の通知

⑤改善等の報告

四国厚生支局 健康福祉課

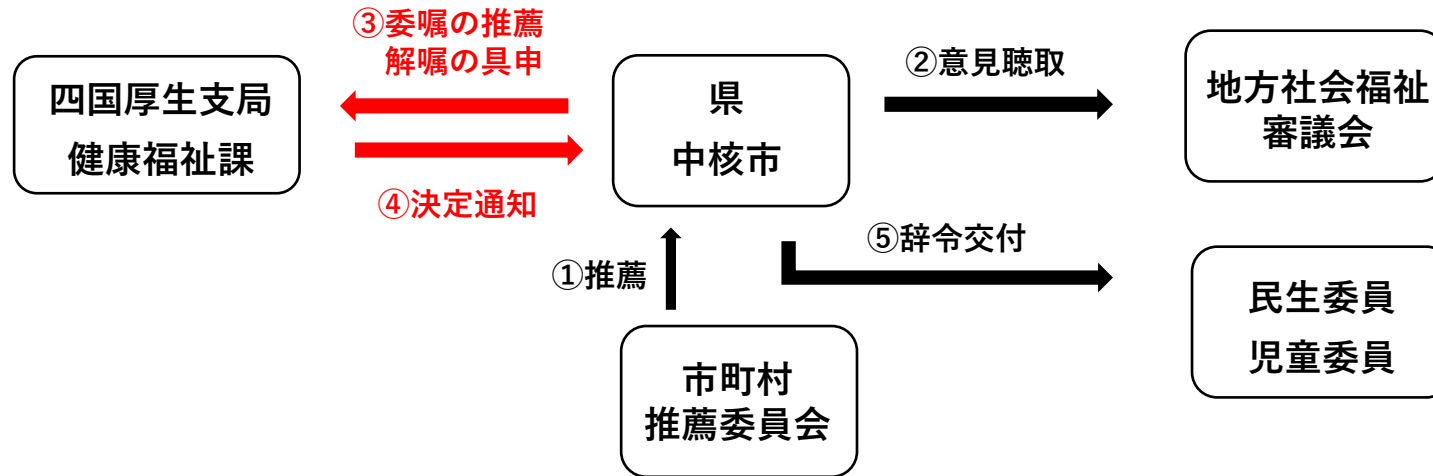
① 指導調査対象養成施設の選定

③ 指導調査結果の検討
指導方針の決定

V.人材確保（民生委員・児童委員の委嘱事務）

委嘱・解嘱、表彰に関する業務

○県知事及び中核市長からの推薦を受け、民生委員・児童委員を委嘱します。



厚労省HPより
地域をパトロール中
(提供:岡山県民生委員児童委員協議会)

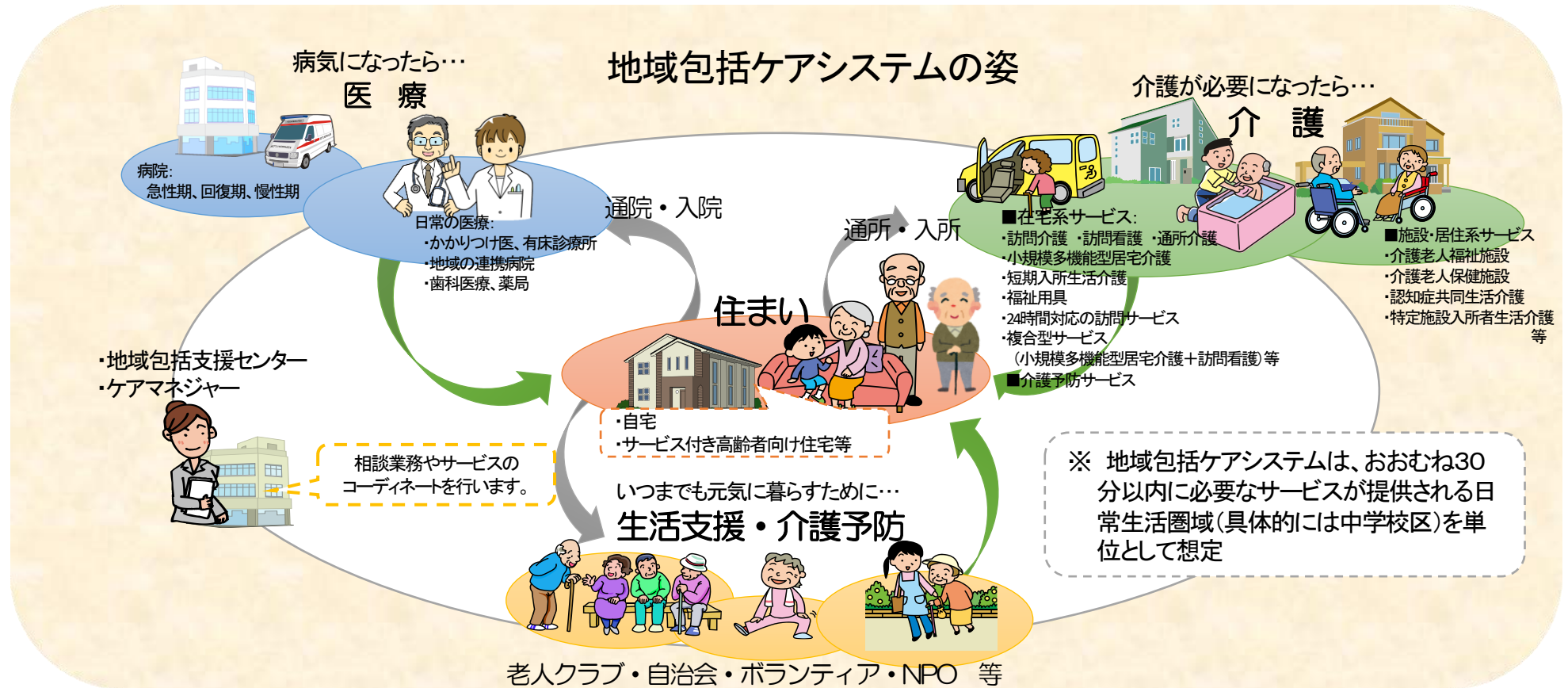
○活動の功績が顕著な方に対して、**厚生労働大臣表彰**や**感謝状の授与**を行います。



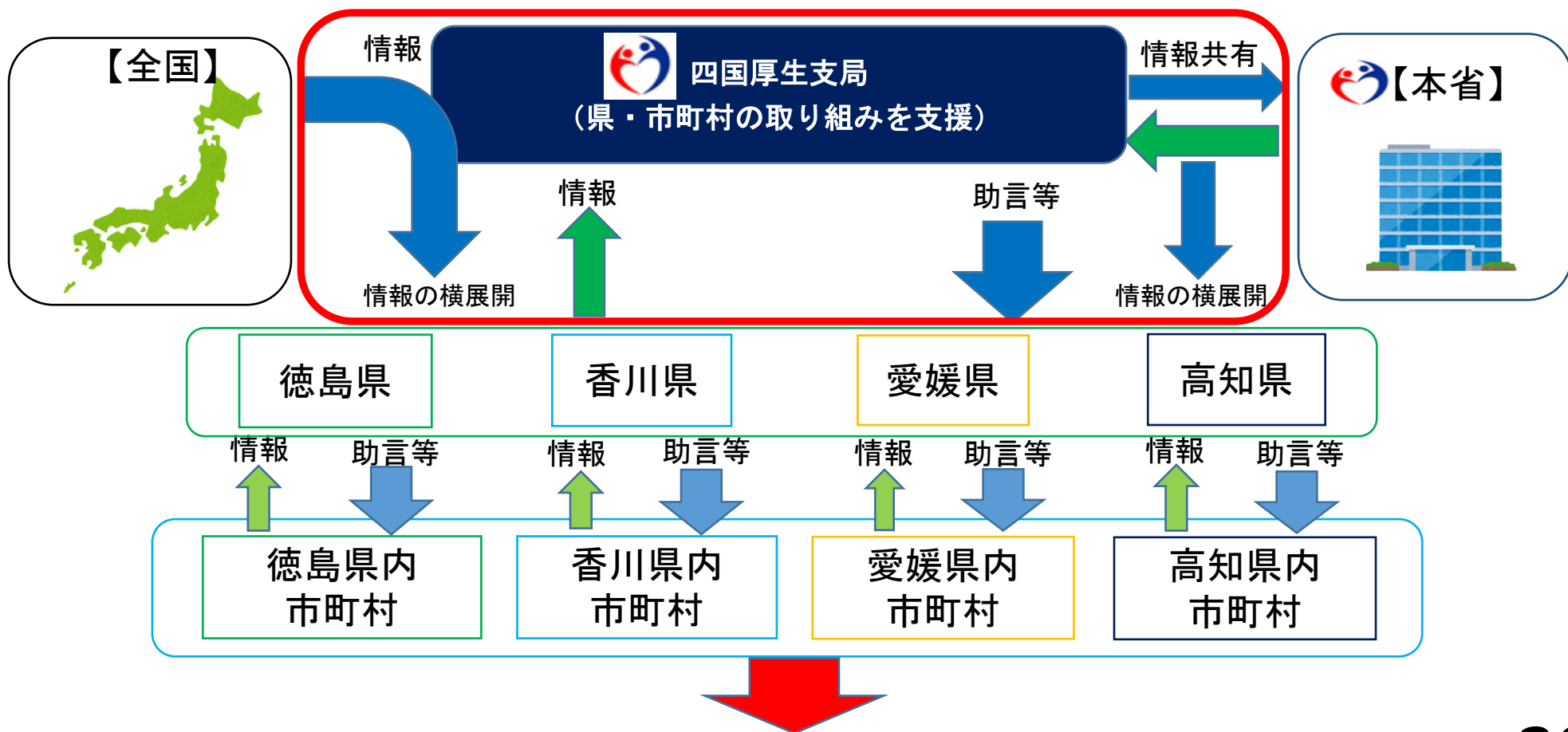
厚労省HPより
(平成30年度全国社会福祉大会)

【参考】四国管内の民生委員数等(R4年3月末時点)※県の人数は中核市を除く
徳島県 2,008名 香川県 1,323名 愛媛県 2,640名 高知県 1,664名
高松市 853名 松山市 1,010名 高知市 694名
四国の合計 10,192名

地域包括ケア推進課の業務



地域包括ケア推進課の業務



地域包括ケア推進課の業務

地域支援事業に関する業務

- 管内市町村の地域支援事業の取組状況の把握
- 先行事例の収集
- 管内市町村との意見交換や事例発表を行うセミナーの開催
- 地域支援事業交付金に関する業務(交付申請・実績報告の取りまとめ等)
- 地域づくり加速化事業

介護保険事業(支援)計画に関する業務

- 市町村及び県が作成する介護保険事業(支援)計画に関する進捗状況、作成にあたっての課題等を県を通じて把握し、課題のある市町村及び県に対して必要な助言及び支援を行う。

認知症施策に関する業務

- 認知症施策推進大綱等の普及・啓発
- 管内市町村の認知症施策の実施状況の把握、助言、支援

地域医療介護総合確保基金(介護分)に関する業務

- 介護従事者確保分、施設等整備分に係る基金残高、執行状況に係る調査、事業見込み量(所要額)に係る調査等により、実施状況や課題等を把握し、県に対する必要な助言及び支援を行う。
- 交付決定及び交付額の確定

高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に関する業務

- 一体的実施の実施状況の把握、助言、支援
- 後期高齢者医療特別調整交付金の審査

地域支援事業に関する業務

地域支援事業の取組状況の把握・事例収集

- 市町村が地域の実情を踏まえた地域支援事業を円滑に実施できるよう、必要な支援を行います。
〔主な業務内容〕
 - 定期的な実施状況の把握や先行事例の把握、分析及びその結果を踏まえた情報共有、助言等

セミナーの実施

- 情報共有及び連携を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナーの実施を行います。

○令和4年度移動支援セミナー
高知県(8月)、愛媛県(11月)
(令和4年度)

自治体における
地域包括ケアシステム推進に係る
困りごとNo.1

※令和2年度四国厚生支局老人保健健康増進等事業調べ

○地域の資源を活用した地域包括ケアシステムの推進に関するフォーラム (令和元年度)
参加協力:四国経済産業局

民間企業のサービスを
介護予防に使ったり、
業務改善に利用出来
ないかなあ

○認知症の方の社会参加・就労等について考えるフォーラム (令和元年度)

認知症の人の社会参加について教えて欲しいなあ



認知症施策に関する業務



認知症施策推進大綱等に関する普及・啓発

- 認知症施策推進大綱等の認知症施策について、普及・啓発に関する取組を行います。

ロバ隊長
(認知症サポーター
キャラバンマスコット)

認知症施策の実施状況の把握、助言、支援

- 実施状況の把握、助言、支援を図るため、事例発表や意見交換を行うセミナー等の実施を行います。

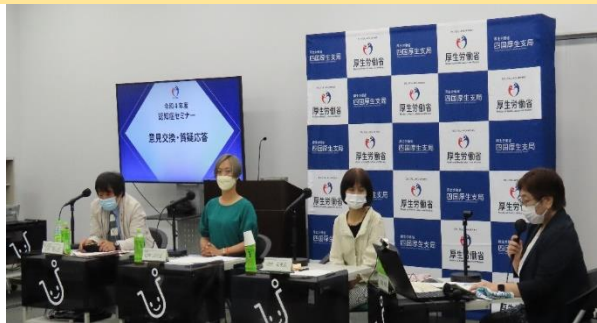
○国の地方支分部局職員を対象とした認知症サポーター養成講座

四国4県において、国の地方支分部局の職員を対象として開催します。講師を招き、認知症に関する正しい知識や認知症の方への接し方について、ロールプレイなどを交えながら学ぶことができます。



○認知症セミナー

認知症の人やその家族を支援している市町村や県、関係機関の職員を対象として、基調講演や支援事例の発表、認知症の人を交えた意見交換を実施し、地域の実情に応じた活動の推進を行っています。



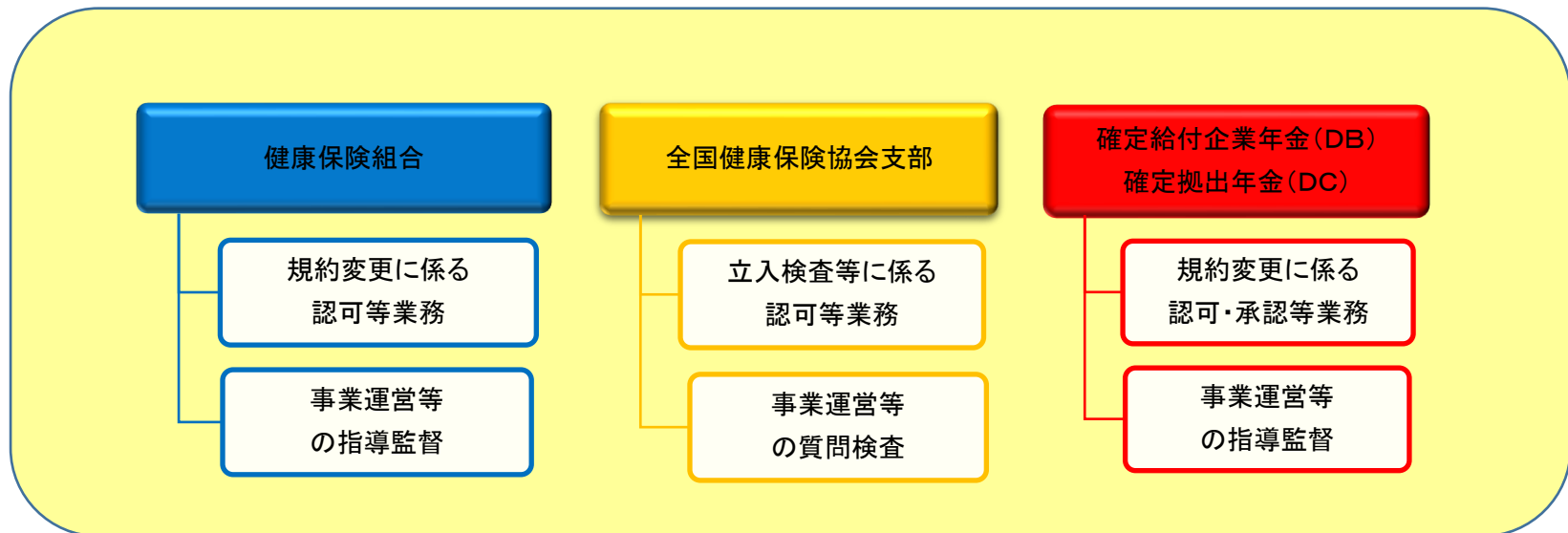
○四国厚生支局管内若年性認知症施策担当者等会議

若年性認知症支援コーディネーターと県や国の行政機関が、若年性認知症の人やその家族の支援活動について活動報告や意見交換を行い、次年度の関係者の事業や取組に生かしています。



保険年金課の業務

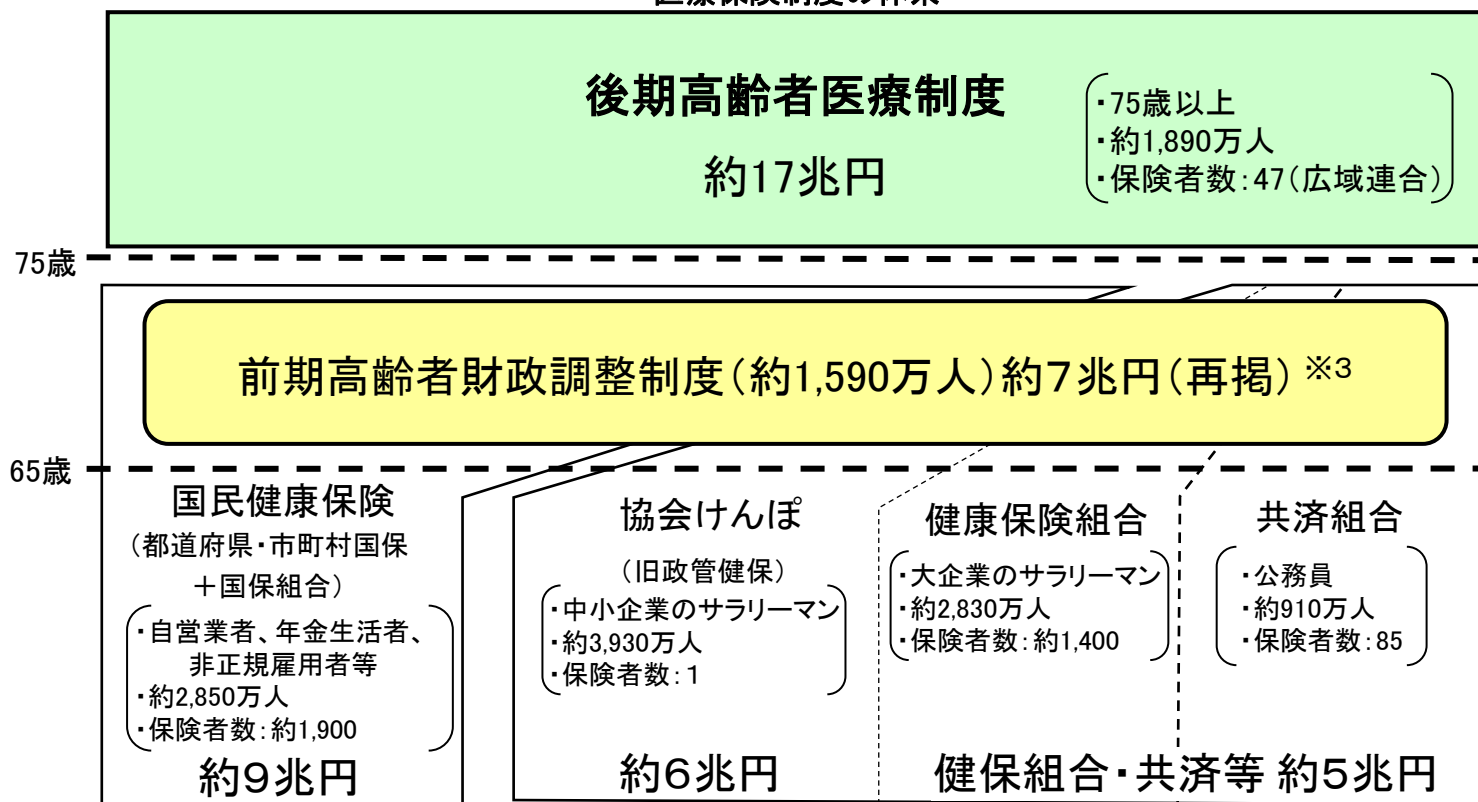
- ◇健康保険組合の行う業務についての認可、指導監督等
- ◇全国健康保険協会支部の行う業務についての認可、質問検査等
- ◇確定給付企業年金、確定拠出年金(企業型年金に限る。)の認可、承認及び指導監督等



【所管する保険部門の法人等について】

国民皆保険を支える制度のうち、「協会管掌健康保険(全国健康保険協会)」と「組合管掌健康保険(健康保険組合)」について、所管しています。

医療保険制度の体系



健保連香川連合会主催
令和5年度予算編成の要点解説



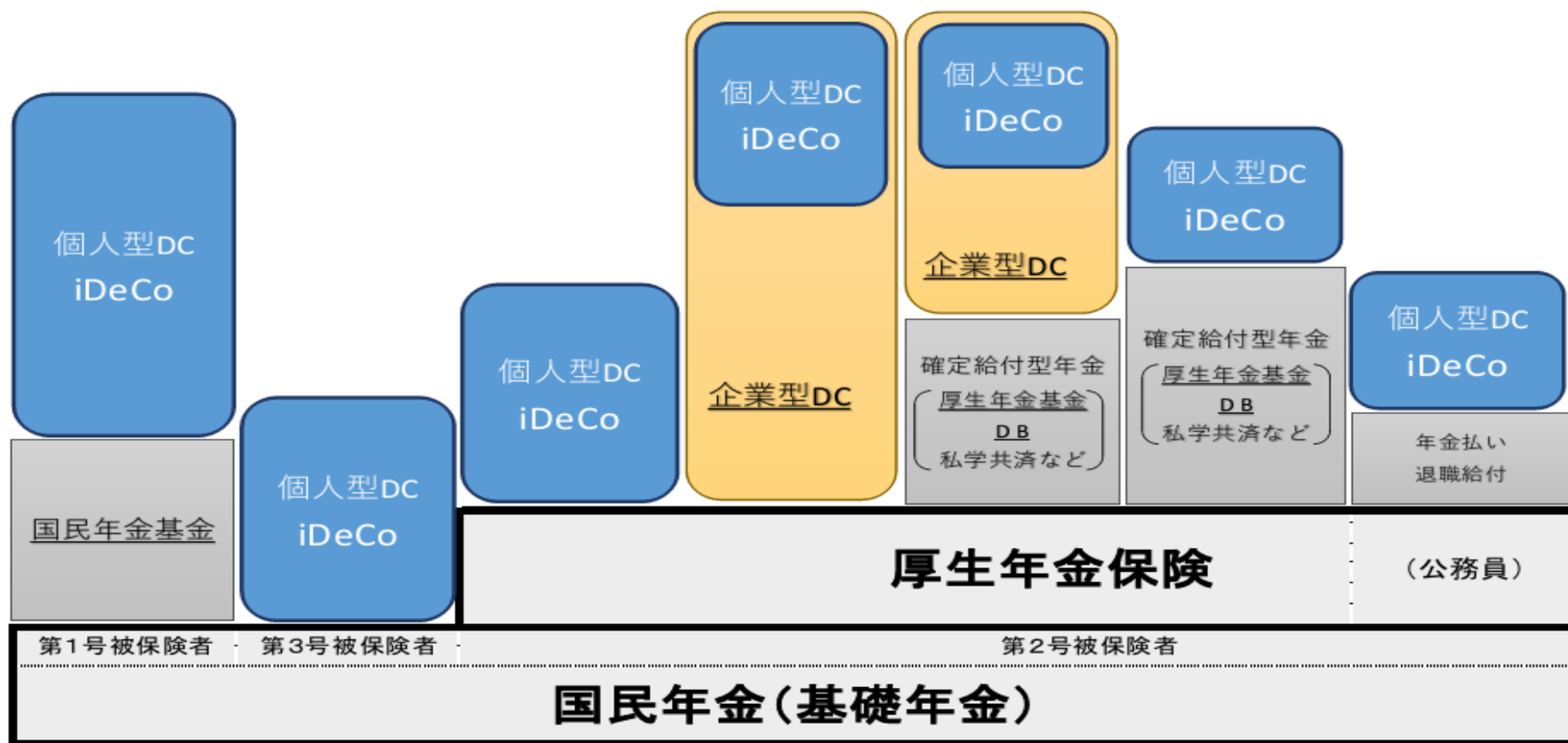
※1 加入者数・保険者数、金額(給付費)は、令和4年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、法第3条第2項被保険者(対象者約2万人)、船員保険(対象者約10万人)、経過措置として退職者医療がある。

※3 前期高齢者数(約1,590万人)の内訳は、国保約1,170万人、協会けんぽ約310万人、健保組約100万人、共済組約20万人。

【所管する年金部門の法人等について】

20歳以上のすべての国民は、いずれかの公的制度に加入することとされており、当課では、「国民年金」「厚生年金保険」の上乗せ給付である「確定給付企業年金(DB)」、「確定拠出年金(DC)」などについて所管しています。



医療指導部門のご紹介

～ 指導監査課及び各県事務所の業務について ～



厚生労働省

四国厚生支局

Shikoku Regional Bureau of Health and Welfare



医療指導部門

- 管理課
- 医療課
- 調査課

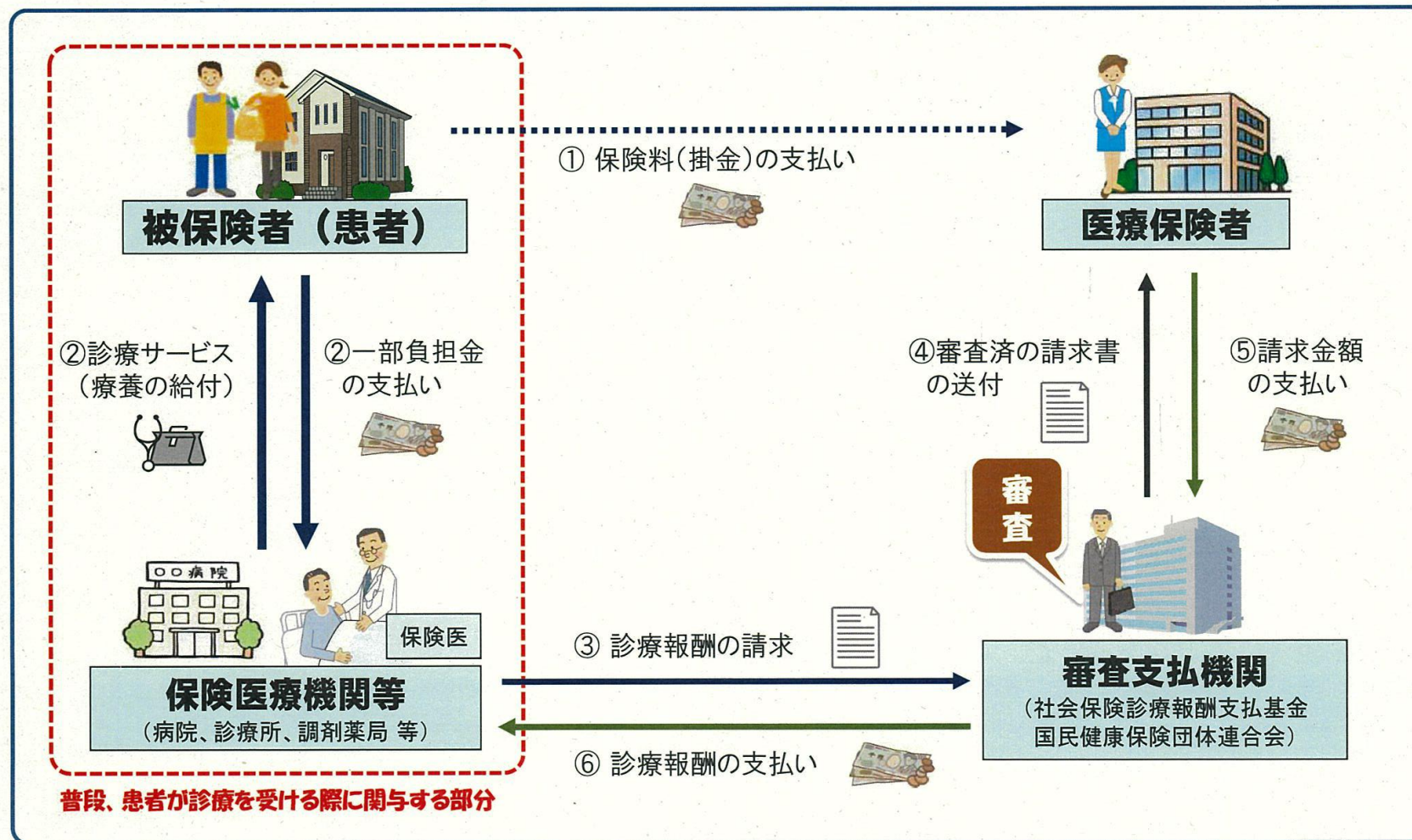


- 指導監査課(香川県)
- 各県事務所(徳島県、愛媛県、高知県)

※四国4県に事務所を持つのは、医療指導部門だけです！

保険診療の流れ

保険診療における全体の流れについては、以下のフローチャートのとおり。



保険診療①

- 医療保険制度

保険料(掛け金)を支払う→一部負担金のみで医療サービスを受けられる。

- フリーアクセス

患者が自らの意思により、自由に保険医療機関を選ぶことができる。

- 現物(医療サービス)給付

医療行為(現物)が先に行われ、費用は保険者から医療機関へ事後に支払われる。

→保険医療機関・薬局はこの収入で経営を保っている。

保険診療②

• 診療報酬

病院、診療所が行った医療サービスに対する報酬。

公的医療保険のもとでは、病院、診療所などの保険医療機関等が保険診療（診療、検査、投薬など）を行った場合に、その対価として保険者から医療機関に支払われる法定の報酬。

• 保険点数

その医療サービスの内容に応じて医療機関がいくら請求すればよいのかを定めた「診療報酬点数表」に記載されている点数。

※1点=10円

(例) 虫垂切除術(盲腸) 6,740点⇒67,400円

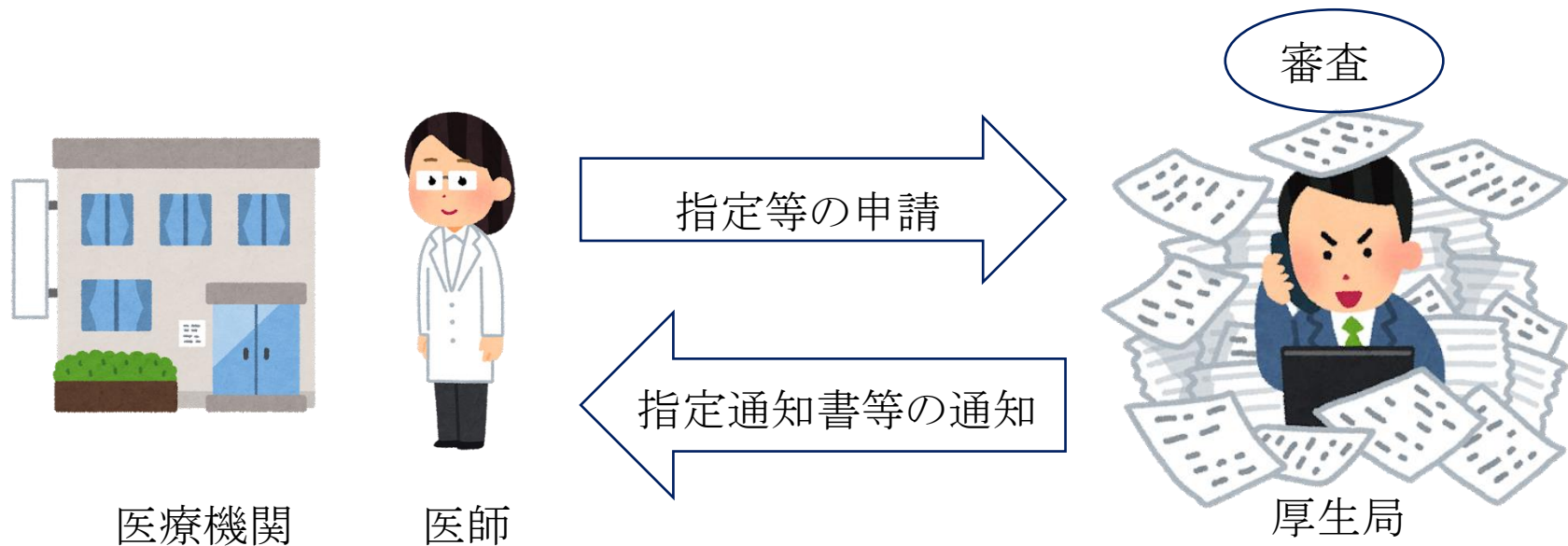
水晶体再建術(白内障) 17,840点⇒178,400円



審査業務①

▶ 保険医療機関・保険医の指定・登録

申請があった医療機関を保険医療機関として指定するか、申請があった医師を保険医として登録するかなどを審査する業務。



審査業務②

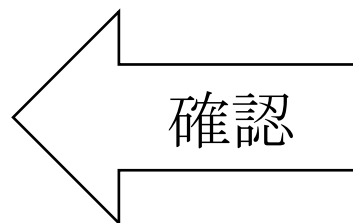
- 施設基準の届出の審査、病院への適時調査

施設基準

健康保険法等に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準。

→一定の基準を満たした医療機関が診療報酬の加算を受けられる

→加算分だけ診療報酬が多くもらえる



指導業務①

保険診療の質的向上と適正化を目的として行う業務。

→保険診療の取扱いや診療報酬の請求等に関する事項の周知徹底

- 対象

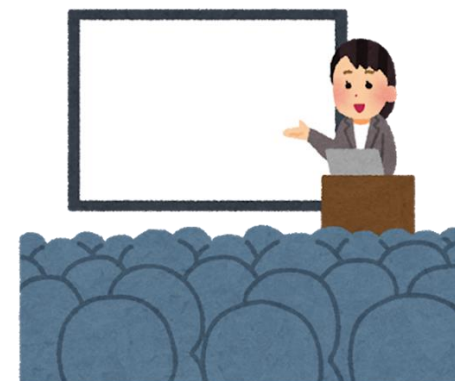
保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、柔道整復師 等

- 集団指導

保険医療機関等又は保険医等に対し、講習等の方式で行う指導。

- 集団的個別指導

保険医療機関等に対し、講習等の方式による「集団部分」と、個別の面接懇談方式による「個別部分」を組み合わせる指導。



指導業務②

- ・ 個別指導

保険医療機関等に対し、個別の面接懇談方式で行われる指導。

- ・ 都道府県個別指導

地方厚生局、都道府県が共同で行う。

- ・ 共同指導

厚生労働省本省、地方厚生局、都道府県が共同で行う。

- ・ 特定共同指導

大学附属病院、臨床研修病院等に対し厚生労働省本省、地方厚生局、都道府県が共同で行う。



監査業務

診療内容及び診療報酬請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるときに行う業務。

→監査後、保険医療機関としての指定や保険医としての登録が取り消されると、保険診療が行えなくなる。



【不正請求】

- ①架空請求・・・実際に診療を行っていない者について診療をしたごとく請求すること。
- ②付増請求・・・診療行為の回数、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。
- ③振替請求・・・実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に振り替えて請求すること。



四国厚生支局

ご静聴ありがとうございました

最後に・・・

職員が皆さんのご質問・疑問にお答えする時間

職員の生の声を聞いて、四国厚生支局の事だけでなく、国家公務員の魅力や試験勉強、面接の極意等気になること何でも質問してください！

- ・残業時間はどれくらい？
- ・職場の雰囲気は？
- ・有給休暇は取りやすいの？
- ・今の仕事にやりがいってある？

公務員になるにあたって、『わからないこと』や『不安』が少しでも解消されるよう、どんどん質問してください。



皆さんの生活で最も身近な、医療や年金を扱っているのが四国厚生支局です。この説明会で少しでも国家公務員の魅力を感じていただき、四国厚生支局を知ってもらえたらと思います！！！！